

旧優生保護法国家賠償請求訴訟に関する会見メモ

平成30（2018）年5月17日

第1 訴状の要旨

1 当事者

原告：飯塚淳子（仮名）（宮城県在住 70代）

被告：国

2 請求根拠

国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

3 本件被害状況

原告は、地元の中学に入学後、近くに住む民生委員から全く身に覚えのないことで犯罪者扱いされ、福祉事務所に報告された。その後、原告は、知的障がいがないにもかかわらず、中学3年生から、仙台市内の知的障がい児入所施設「社会福祉法人小松島学園」に入所させられた。

原告は、中学卒業後、同施設の方針で仙台市内の職親に委託され、住み込みで働くこととなった。職親の下では、その妻から虐待され続けた。

原告は、16歳の時、知的障がいがないにもかかわらず、宮城県精神薄弱者更生相談所長から「精神薄弱者」等の判定を受け、職親の妻に宮城県中央優生保護相談所附属診療所（当時）に連れて行かれ、不妊手術を受けさせられた。

原告は、手術後、身体の調子が悪くなり、毎月の生理の際は転げ回るほどの痛みがあった。就職した後も痛みのため仕事を休まざるを得ず、体力が低下したこともあり仕事が長続きしなかった。

原告は、卵管再開通手術が出来ないか病院に相談に行ったが、手術は困難であった。

その後、原告は、婚姻したが、子どもが出来ないこともあり、離婚せざるをえなかった。婚姻中、不妊手術が要因で子宮外妊娠し、手術により命の危険にさらされたことがあった。また、子宮筋腫の手術を受けた際に優生手術による癒着があったため、子宮及び左卵巣を摘出せざるを得なかった。

4 国の責任

厚生労働大臣の不作為及び立法の不作為（構成は第一次提訴と同旨）

5 損害

原告は、20年以上に渡り、支援者からの支援を受けつつ一人で被害を訴え続け、可能な限りマスコミの取材にも応じてきた。宮城県に優生手術

の記録の開示を求め続けてきたが、原告の優生手術に関する重要な証拠は廃棄されていた。厚労省に対しても謝罪と補償を求め続けてきたが、黙殺され続けてきた。

原告は、貧困のため学校に行けなかったことで勉強が遅れがちであったことから知的能力が低いと診断され、そのために民生委員から犯罪者扱いされ、施設に入所させられ、職親からも虐待され、優生手術を受けさせられた。そのため、子どもを産む機会のみならず結婚して円満な家庭生活を継続する機会も奪われた。このような原告に対し何ら救済されないまま現在に至っている。

原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては3500万円を下らない。

その他、本件における弁護士費用350万円。合計3850万円

第2 今後の活動予定

- 1 全国一斉電話相談の実施 2018年5月21日(月)
宮城は10時～16時
電話(宮城):022-263-5641
FAX(宮城):022-397-7961
- 2 全国弁護団結成式(東京)
日時:2018年5月27日(日)13時～16時30分
場所:AP東京八重洲通り11階会議室M
- 3 第一次提訴の第2回口頭弁論期日
2018年6月13日(水)13時30分
※報告集会は14時30分～ 場所は戦災復興記念館
- 4 市民団体と共同での市民集会開催予定
日時:2018年7月28日(土)13時～
場所:東大駒場キャンパス
主催:優生手術に対する謝罪を求める会等
300人規模になる見込
- 5 全国の被害者・支援者との連携
- 6 地方議会、国会への働きかけ など

【お問い合わせ先】

仙台市青葉区大町1丁目2番1号ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所
電話:022-397-7960 FAX:022-397-7961
旧優生保護法弁護団 事務局 弁護士 山田いずみ